

徳島県告示第三百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成二十九年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 適性検査及び講習の対象者

平成二十六年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査及び講習の日時及び場所

対象者	日 時	場 所
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第一回 平成二十九年七月二十八日（金曜日） 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	同
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	吉野川市川島町宮島七三六一 徳島県吉野川合同庁舎
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第四回 同 午後一時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第一回 同 午後一時から	徳島県徳島合同庁舎 海部郡美波町奥河内字弁才天一七
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	徳島県南部総合県民局美波庁舎
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	同
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第一回 同 午後一時から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	徳島県西部総合県民局美馬庁舎
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	第三回 同 午後一時から	三好郡東みよし町加茂三三三〇 東みよし町役場三加茂庁舎
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	第二回 同 午後一時から	三好市池田町マチ二五五一 三好市池田総合体育館

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

告示の日から各々の適性検査及び講習の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	徳島県東部農林水産局
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部